令和４年度

文化芸術による子供育成推進事業
ユニバーサル公演事業
実施団体募集要領

令和４年6月

文化庁参事官（芸術文化担当）付

学校芸術教育室芸術教育推進係

目　　次

Ⅰ	令和４年度「文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業」　実施団体募集概要	・・・	P1.～P.6
Ⅱ	令和４年度「文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業」　申請について	・・・	P.7～P.9
Ⅲ	令和４年度「文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業」　出演希望調書	・・・	P.10～P.21

Ⅰ.　令和４年度「文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業」実施団体募集概要

※応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。

【目的】

文化芸術による子供育成推進事業は、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的としています。ユニバーサル公演区分を設置することで、更に多くの子どもたちが文化芸術に親しみ、文化芸術を通して表現の多様性を認識し、障がいへの理解を深める鑑賞・体験機会を提供することを目的とします。

【募集する取り組み】

① 障がいを持ったアーティストが活躍する取り組み
② 字幕や音声ガイダンス等を設置するだけでなく、障がいを持った子供たちも主体的に芸術鑑賞・体験ができるよう工夫された取り組み

【募集概要】

1.　実施期間

令和４年9月1日(木)～令和５年２月２８日(火)　(予定)

2.　実施会場

原則として、実施校の教室又は体育館等
(複数の学校による合同開催の場合は文化施設または合同開催校での実施も可)

3.　実施対象

小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部・中学部・高等部）等

※　実施団体決定後、令和４年度「文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業」実施校の募集を行います。

4.　実施内容

子供たちの成長過程に合わせた優れた実演芸術、メディア芸術等の鑑賞機会・体験機会を提供するとともに、文化芸術団体等によるワークショップ、児童・生徒との共演を図るなど、より身近に芸術に触れる機会を提供します。

〇実施校におけるヒアリング

実施校において、生徒の健康上の理由により配慮が必要な事項や、効果を高めるための工夫等について、事前にヒアリングや打ち合わせ等を行います。

○文化芸術団体によるワークショップ

公演やメインワークショップにおける鑑賞や体験をより効果的なものとするために、文化芸術団体のメンバーが事前に実施校に赴き、児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導を行います(ワークショップの実施時期についてはメインプログラムの前後又は同日を問いません)。ワークショップは、各文化芸術団体の特色が出るように工夫されたものにするとともに、学校側のニーズも踏まえたものにします。

○優れた実演芸術の公演、その他の分野におけるメインプログラムの実施

優れた実績を有する文化芸術団体を学校に派遣して実演芸術等の公演またはメディア芸術等の体験型プログラムを実施します。

なお、実施に当たっては、児童・生徒に実演や作品を鑑賞させるだけでなく、文化芸術団体との共演などにより児童・生徒が参加できるよう工夫されたものにします。

本事業は、教育活動の一環として行われるものであることから、芸術性に富むものであることはもちろん、児童・生徒が興味をもって鑑賞できるものであることや、教育的効果が高いものであることが求められます。

また、多くの子供たちに鑑賞・体験の機会を提供する目的から、適正な価格で実施するものとします。このため、採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。

○採択団体間での視察の受け入れ、意見交換の実施

事業の推進を目的とし、採択団体間での事業視察の受け入れや、情報・意見交換会への協力をお願いすることがあります。

5. 企画提案に必要な団体の要件

我が国の文化芸術団体で、その文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり、次の①～④のいずれかに該当する団体であること。

① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
② 特定非営利活動法人
③ 上記①②以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体
④ 法人格を有しないが、次の要件をすべて充たしている団体
　ア．主たる構成員が芸術家又は文化芸術団体であること。
　イ．定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
　ウ．団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
　エ．自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
　オ．財務諸表を作成していること。
　カ．団体活動の本拠としての事務所を有すること。

※ そのほか、**応募する取り組みについて、学校での実施実績を有すること。**
※ 特に特別支援学校等での対応実績がある場合には、実施希望調書に記載してください。
※１団体につき３企画まで

6. 募集する分野

【　音　楽　】　　合唱、オーケストラ等、音楽劇、その他
【　演　劇　】　　児童劇、演劇、ミュージカル、ノンバーバル、その他
【　舞　踊　】　　バレエ、現代舞踊、その他
【伝統芸能】　　歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸、その他
【　美　術　】　　洋画、日本画、版画、彫刻、書、写真、その他
【メディア芸術】映像、メディアアート等、その他

※ その他上記以外の分野でも、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを伝えることができるものであれば 実施可能です。文化庁まで事前に御相談ください。

7. 募集する区分

≪D区分≫
公演をメインプログラムとする企画
想定する規模：原則として本公演1回ワークショップ3回まで

≪E区分≫(以下、ワークショップを中心とする企画という)
連続したワークショップ等を通して実演や作品の鑑賞・体験機会を提供するプログラム
原則として連続したワークショップ5回まで
※　ワークショップの一環として実演を披露するものを含みます。

※D区分、E区分ともに、特別支援学校等の実施において、提案した企画規模の範囲内においてワークショップの実施回数を調整して対応する場合はこの限りではありません。

8. 経費について

企画提案書に計上できる経費は、業務に直接要する経費のうち、4ページに記載する経費とします。

計上できる経費は、申請団体から支出される経費のみとし、支払はやむを得ない場合を除き、銀行振込としてください。

また、実施方法は委託契約を予定しています。経費予定額は必ず見積書・料金表（本要領の定める単価に依らない賃金・謝金は団体規定があることを前提とする）等に基づき、適切な金額の計上を行ってください。採択となった場合は、適切な経費計上が行われているかを確認させていただいた後、契約を行いますので、採択連絡後速やかに算出根拠書類等を提出できるよう御準備ください。

▼対象となる経費

≪D区分≫公演を中心とする企画		≪E区分≫ワークショップを中心とする企画	
項目	費　　目	項目	費　　目
出演費	出演料　指揮料 演奏料　ソリスト出演料 オーケストラ演奏料　合唱料 コンサートマスター料　伴奏料 助演者出演料　司会料 解説料	メインワークショップにかかる費用	主指導者(講師謝金)：　1回　35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)： 1時間あたり　5,200円(税込) 単純労務者：１時間当たり　1,070円 ※専門的な知識・技能を有するスタッフを配備する場合で、上記単価内での対応が困難な場合は、希望調書内に役割を明記の上、単価の参考資料等を添付してください。
文芸費	演出料　照明プラン料 脚本料　衣装プラン料 演出助手料　装置プラン料 監修料　台本作成料 舞台監督料　舞台美術料 舞台監督助手料　振付料 音響プラン料　振付助手料 著作権使用料　脚本使用料 原作使用料　原画使用料 スライド使用料　ワークショップ教材料	文芸費	ワークショップ監修料(コーディネート料) 作品借用費　作品解説料 原画使用料　作品使用料 原作使用料　著作権使用料 プログラミング改修料　編集料 デザイン修正費　教材作成費 システム使用料(実施期間のみ) ソフト使用料(実施期間のみ) 通信環境一時整備費(無線LAN等)
事前打ち合わせ経費	１時間当たり：１,５００円(税込)		
プログラム作成費	１種　３８,５００円(税込)まで ※ただし点字版の作成等、対象校となる生徒の学習を補助するために必要な特殊加工等の配慮が必要な場合は、これに係る見積書を取得の上、事務局へご相談ください。		
音楽費	写譜料　楽譜借料 楽器借料　楽器使用料 作詞料　作曲料 訳詞料　編曲料 音楽著作権料　調律料	借損料	美術使用料　展示什器借損費 映像機材使用費　映像機材借損費 照明機材使用費　照明機材借損料 通信機材借料
舞台費	大道具費　装束損料 小道具費　履物費 人形損料　履物損料 衣装費　かつら費 床山費　メイク費 照明費　音響費 効果費　舞台スタッフ費 その他専門スタッフ(公演同行時に限る)	消耗品費	・ワークショップ，メインプログラムで使用する資材に限り計上可 ※精算時は購入物品の購入日,品名，数量，単価，用途等の確認が必要です。
その他経費	新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる消耗品購入経費は、舞台費・消耗品費に計上してください。		
ワークショップ指導料	主指導者(講師謝金)：　1回　35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)： 1時間あたり　5,200円(税込) 単純労務者：１時間当たり　1,070円 ※専門的な知識・技能を有するスタッフを配備する場合で、上記単価内での対応が困難な場合は、希望調書内に役割を明記の上、単価の参考資料等を添付してください。	ワークショップ指導料	主指導者(講師謝金)：　1回　35,650円(税込) 補助者(指導・実技・実習謝金)： 1時間あたり　5,200円(税込) 単純労務者：１時間当たり　1,070円 ※専門的な知識・技能を有するスタッフを配備する場合で、上記単価内での対応が困難な場合は、希望調書内に役割を明記の上、単価の参考資料等を添付してください。

ユニバーサル対応等に係る経費	上記の費目に区分することができない経費で、実施校の生徒や学校の状況に合わせた配慮が必要な場合に限り生じる経費について記載してください。 例)手話通訳帯同

▼対象とならない経費
＊ 公演団体における稽古・指導に係る経費
＊ リハーサル・練習会場借上費
＊ 舞台大道具・小道具・衣装等の製作費用・新規演目・プログラムの制作経費（児童・生徒との共演のために改変する場合を除く）
＊ 備品購入費
＊ 額装代
＊ 食費（弁当・ケータリング等）
＊ 地元主催者負担経費（下記の経費については地元主催者で負担するようお願いしております。）
・学校の施設設備の使用にかかる経費：光熱水料、灯油代、暖房機レンタルなど
・体育館の条件整備にかかる経費（ピアノ移動・調律費など）
・文化施設を利用する場合の会場借上料
＊ 事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費等含む）
＊ 事務局職員給与
＊ 印紙代
＊ 振込手数料
＊ 楽器購入費
＊ 事務機器・事務用品等の購入・借用費
＊ 電話代
＊ ホームページ運用費
＊ 予備費　等

9. 事業終了時の提出書類

① 各種完了報告書、精算報告書
② 各支出項目に対しての領収書（写）等
※ 提出期限：公演終了後４５日以内又は3月7日のいずれか早い日（厳守）

10. 委託金の支払について

本事業は委託事業となります。委託金の支払に当たっては、ワークショップ及び全ての公演（メインプログラム）完了後に、精算報告書等を御提出いただきます。これらの書類の確認終了後に、請求書を御提出いただき、委託金をお支払いします。委託金は国費（税金）ですので、各種請求書及び銀行振込の写し等支払が証明できるものが必要です。
また、当該事業の限られた予算の範囲内で支払いますので、契約（派遣費を含む見積書提出）段階から経費については精査し、予算上の上限金額の範囲内で確定させていただきます。なお、最終委託金額は本事業の規定に沿って決定しますので、各団体の規定に沿えない場合があります。
支払に関する手続きについては、「令和４年度文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－実施の手引き」等
（http://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/index.html）を参考資料として御覧ください。

11.　完了検査等

① 事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
② 本事業は会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
③ 上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既にお支払いした委託金を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

【不正行為に係る処分】

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取り消し、委託経費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成２２年９月１６日付け文化庁長官決定）に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

（１）虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間４～５年
（２）調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間２～３年
（３）文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（１）、（２）に準じて取り扱う。

加えて、平成２３年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても、この「まとめ」に従い、適正に管理する必要があります。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」HPアドレス
http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

II. 申請について

1. 提出が必要な書類

	書類名	提出方法
① 必須	令和4年度文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業 ■実施希望調書No.1（Microsoft Word形式）共通 ■実施希望調書No.2（Microsoft Word形式） ※実施希望調書No.2はＤ区分とＥ区分で様式が異なりますので御留意ください。 ■実施希望調書No.3（Microsoft Excel形式）共通	データ送信
② 必須	１．団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約 １部 ２．直近1期分の財務諸表 （貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類） １部	データ送信 又は郵送
③ 任意	応募する作品（企画）に関する資料 **（実施する企画の映像を提出する場合）** ※ＷＥＢ上に公開されている場合は様式内にＵＲＬを記載してください。閲覧に当たりパスワードを設定している場合はパスワードについてもお知らせください。 ※DVDを提出する場合は盤面に「団体名」「演目名」を明記してください。なお、盤面にシール等は貼らず、直接記入してください。 **（実施する企画のパンフレット等の資料を提出する場合）** ※郵送する場合、４セット同封してください。	※データ送信又は様式内に掲出先ＵＲＬを記入のこと ※記録媒体（ＤＶＤ又はＣＤ-ＲＯＭ）を提出する場合は下記提出先へ郵送すること

2. 提出期限

【データ送信】　令和４年６月21日（火）　２３時５９分必着
【　送付物　】　令和４年６月21日（火）　消印有効

※　送付する場合は「郵送」もしくは「宅配便」にて送付してください。（持参不可）
※　郵送の場合、「特定記録」等により、配達記録を残してください。
※　宅配便の場合、荷物の受付日が提出期限内であれば有効とします。
※　封筒に「令和４年度文化芸術による子供育成推進事業ユニバーサル公演事業出演希望調書在中」と朱書きで記入してください。
※　データを送信する場合は、メール送信後３営業日以内に事務局より返信がない時には、電話にて御連絡ください。

3. 提出先（文化庁ではありませんので御注意ください。）

データの送信先　：　Email: uni-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

送付物の送付先　：〒163-0236
東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階
近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店内
文化芸術による子供育成推進事業事務局
ユニバーサル公演事業係

4. 申請に当たっての留意事項

① 提案した企画の内容は、採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に変更する事はできません。

※ ただし、特別支援学校等の実施において、生徒の状況等に寄り添い、より鑑賞・体験を効果的なものとするために、採択された企画の目的や主旨を保ち、認められた予算の範囲内で、一部の内容を変更して対応する場合についてはこの限りではありません。

② 「出演希望調書No.3(費用明細)」については、見積金額として参考にしますので、詳細に記入してください。また、事業費は採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に増額する事はできません。限られた予算の範囲内で、より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適正な価格での見積金額としてください。採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。

③ 委託業務は、「役務の提供」（消費税法第２条第１項第１２号）に該当するため、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、課税事業者、簡易課税事業者に該当する場合は、委託業務経費の積算において、文化庁規定単価に基づき支払う経費を除くすべての経費について消費税込の金額を記載してください。

④ 以下の項目についてはできる限り具体的に記入してください。なお、調書の欄に書ききれない場合は、別紙（様式任意）で提出してください。該当する実績等がない場合は「なし」と記入してください。

- 特別支援学校等における活動実績や障がいを持ったアーティストの活動を拡げる公演等の活動実績
- 目標とする効果を得るための具体的な方法
- 企画のねらい
- 特別支援学校等で実施する上での工夫等

5. 審査について

① 審査は全分野共通で行います。

② 審査事項

出演希望調書の内容や実績を総合的に評価して芸術団体を決定しますが、特に以下の点は重要となります。

＊ 実施に当たり必要な体制が整っているか。

＊ 企画提案書に記載された事業の趣旨・目的が、ユニバーサル公演事業の目的に沿ったものであること。

＊ 高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容のであるか。

＊ 内容に即した適正な水準の事業費であるか。（内容に比して安価な企画を高く評価します）

6. 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、申請のあった団体に対し、令和４年７月中旬頃までを目途にお知らせします。応募団体から電話による問い合わせがありますが、電話による問い合わせには応じないこととしております。

7. 問合せ先（文化庁ではありませんので御注意ください。）

〒163-0236
東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階
近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店内
文化芸術による子供育成推進事業事務局
ユニバーサル公演事業係
TEL：０５７０-０６４-２０３　プッシュ「６」（10：00～17：00）
E mail：uni-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業　ユニバーサル公演事業」
出演希望調書　No.1（共有）

制作団体名	
公演団体名	

分野，種目（該当する種目に〇を付してください。）

分野	種目
【音楽】	合唱，オーケストラ等，音楽劇，その他(　　)
【演劇】	児童劇，演劇，ミュージカル，ノンバーバルその他(　　)
【舞踊】	バレエ，現代舞踊，その他(　　)
【伝統芸能】	歌舞伎・能楽，人形浄瑠璃，邦楽，邦舞，演芸，その他(　　)
【美術】	洋画，日本画，版画，彫刻，書，写真，その他(　　)
【メディア芸術】	映像，メディアアート等，その他(　　)

取り組み（該当する取り組みに〇を付してください。）

該当	取り組み
	①障がいを持ったアーティストが活躍する取り組み
	②字幕や音声ガイダンス等を設置するだけでなく、障がいを持った子供たちも主体的に芸術鑑賞・体験ができるよう工夫された取り組み

応募する取り組みが①である場合、アーティストが抱える障がいの種類

※採択を受けた場合、実施へ向けた調整に当たり、参考とさせていただきます。

応募する区分（該当する区分に〇を付してください。）

該当	区分
	≪D 区分≫公演をメインプログラムとする企画
	≪E 区分≫ワークショップを中心とする企画 ※ ワークショップの一環として実演を披露するものを含みます。

実施可能期間等(原則として令和 4 年 9 月 1 日～2 月 28 日まで)

可能期間	
連日公演の可否	可　/　不可

実施可能地域（実施可能な地域又は都道府県名の前に〇を付してください。）

地域	都道府県
限定なし	
北海道	北海道
東北	青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島
南関東	埼玉，千葉，東京，神奈川
北関東・甲信	茨城，栃木，群馬，山梨，長野
北陸	新潟，富山，石川，福井
東海	岐阜，静岡，愛知，三重
近畿	滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山
中国	鳥取，島根，岡山，広島，山口
四国	徳島，香川，愛媛，高知
九州	福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

団体の概要

【制作団体について】

ふりがな 制作団体名			
代表者職・氏名			
制作団体所在地	〒		
制作団体 設立年月	年　　月		
制作団体 組織	役　職　員	団体構成員及び加入条件等	
事務体制の担当	専任　・　他の業務と兼任	Web サイト等 URL	
本事業担当者		本件連絡先	**電話番号** **メールアドレス**
経理処理等の 監査担当の有無	有　・　無	経理責任者名	

【公演団体について】

ふりがな 公演団体名	
代表者職・氏名	
Web サイト等 URL	

特別支援学校等における活動実績や障がいを持ったアーティストの活動を**拡げる公演等の活動実績**	

令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業　ユニバーサル公演事業」出演希望調書 No.2

≪D 区分≫公演をメインプログラムとする企画用

【制作団体名　　】

企画名		
主な対象学年		
児　童　・生　徒の鑑賞・体験可能人数の目安	ワークショップ	
	本公演	
企画の動画等の資料	URL	PW

公演について

主な演目 原作／作曲 脚本 演出／振付等	*※公演演目について複数の選択肢がある場合は、演目毎に別の企画として御応募ください。* 公演時間（　　分）					
著作権		制作団体が所有		制作団体以外が所有する事項が含まれる		（制作団体以外が所有する事項が含まれる場合）許諾の有無
演目概要						
公演従事予定者の編成（1公演あたり）						
公演に当たり必要な会場条件	・舞台の設置場所　（　教室　・　体育館　） ・舞台に必要な広さ ・電源容量（主幹ブレーカー容量）　　A ・暗転の要否（　要　・　不要　） ・その他					
会場設営の所要時間（タイムスケジュール）の目安	前日仕込み（　有　・　無　）会場設営の所要時間（　　時間程度　）					

到着	仕込み	本公演	内休憩	撤去	退出
時	時～　時	時～　時	分	時～　時	時

派遣について	移動方法の制約等	*従事者の身体上の都合による要配慮事項等があれば記載をお願いします。*
	運搬規模	*2 トントラック 2 台等、運搬する荷物の総量が分かる形で記載してください。*

ワークショップについて

ワークショップ	（内容） *※ワークショップの回数や実施時期についても記載をお願いします。* *※複数の選択肢がある場合はAプラン，Bプランのようにプラン毎に概要(内容・体制・目的とする効果)を示してください。* *例）実施時期　:公演の１か月前～1週間前に2回* *内容１回目：当日全員参加での合奏(セッション)へ向けた「自分の好きな音」探し* *～～～

令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業　ユニバーサル公演事業」出演希望調書　No.2

≪E 区分≫ワークショップを中心とする企画用

【制作団体名　　】

企画名		
主な対象学年		
企画の動画等の資料	URL	PW

ワークショップ全体

構成	*必ず 5 回のワークショップを設定しなければならないという事ではありません。企画の主旨に合わせて基本の実施回数を設定してください。*				
各回ごとの受け入れ可能人数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目

各回ごとの詳細

1 回目		
実施内容		
目標とする効果		
概要	指導者の編成と役割	実施時間

2回目		
実施内容		
目標とする効果		
概要	指導者の編成と役割	実施時間

3回目		
実施内容		
目標とする効果		
概要	指導者の編成と役割	実施時間

4回目		
実施内容		
目標とする効果		
概要	指導者の編成と役割	実施時間

5回目		
実施内容		
目標とする効果		
概要	指導者の編成と役割	実施時間

企画全体について

企画のねらい	
特別支援学校等での実施における工夫等	
取り組み②で応募する場合、特に重点的に課題解決に取り組んできた課題(障がい)	
協力・連携機関及び団体内における専門員の配置等	

D区分記入例

出演希望調書No.3

積算にあたっては，旅費・運搬費を除き公演本体に係る費用を記載してください。

費用明細【10公演当たりの経費】　　※1　　【公演団体名　〇〇〇オーケストラ　】

単位：円

項　目	費　目	数量 数値	数量 単位	単価（税込）	公演回数	金額	備考
(D区分)出演費 (E区分)ワークショップ指導料	指揮料	1	人	110,000	10	1,100,000	
	演奏料	4	人	38,500	10	1,540,000	
	ソリスト出演料	4	人	66,000	10	2,640,000	
	合唱料	12	人	49,500	10	5,940,000	
						0	※2
	※1				出演費合計	11,220,000	
※4 文芸費 ※5	演出使用料	1	式	200,000		200,000	※4 演目「〇〇」
	脚本使用料	1	式	100,000		100,000	〇〇　〇〇氏
	振付料	1	式	30,000		30,000	※生徒参加箇所の生徒に対する振付け
	音響プラン料	1	st	10,000	10	100,000	※各校毎の音響プラン
	打合せ人件費	3	時間	15,000	10	450,000	
					文芸費合計	880,000	
音楽費	楽器使用料	1	回	300,000	10	3,000,000	
	音楽著作権使用料	1	式	24,000	10	240,000	曲目〇〇他4曲について発生。
						0	※1
						0	
					音楽費合計	3,240,000	
※3 舞台費	大道具借損費	1	st	200,000	10	2,000,000	
	舞台監督人件費	1	人	30,000	10	300,000	
	大道具スタッフ費	4	人	20,000	10	800,000	
	音響スタッフ費	1	人	20,000	10	200,000	※団体の音響機材を使用するが操作は外部に依頼。
※6	照明スタッフ費	3	人	20,000	10	600,000	※7
	照明費（機材レンタル）	1	週間	150,000	2	300,000	
					舞台費合計	4,200,000	
出演費～舞台費　小計						19,540,000	
(D区分のみ)ワークショップ指導料	主指導者 ※8	1	人	35,650	20	713,000	1校標準2回を想定
	補助者	1	人	10,400	20	208,000	※必要な場合、通常スタッフにかわり、手話対応スタッフが対応。通常補助者の場合は上記1名と同様に@5200＊2Hで対応
	手話対応スタッフ	2	人	17,600	20	704,000	
ワークショップ　小計						1,625,000	
10公演当たり総合計						21,165,000	

ユニバーサル対応等に係る経費	ipad借用	5	台	16,500		82,500	*障がいの程度等により、教室で鑑賞する生徒がいる場合の対応経費。本公演をモニターで鑑賞するとともに、〇〇大学との共同研究を行っている〇〇ロボット(振動型音楽鑑賞システム)を用い、会場に行くことができなくても、鑑賞するだけでなく、生徒が参加できる工夫の一環として用いる。
	〇〇ロボット借用費用	1	式	350,000		385,000	
	※9					0	
						0	
その他経費　小計						467,500	

【この希望調書に関する問い合わせ先】

担当者	
電話番号	
E-mail	

必ず記入してください。

重要事項ですので、必ず御一読の上、公演費用明細を作成してください。

D区分記入例

【記入に当たっての留意事項】

<費用明細全体について>

※10公演実施する場合の公演経費を記載してください。
ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。

※金額欄には税込(税率10%)の金額を記入してください。

※申請時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。
派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。

※すべての学校の公演について係る基本経費以外に発生する見込みがある経費については該当する項目内へ記載し、学校の状況によっては生じる可能性がある経費は、「ユニバーサル対応等に係る経費」の欄へ必ず金額を記載してください。

※水色の欄には計算式が設定されていますので入力しないでください。

※欄が不足する場合は行を挿入してください。

<数量の記載について>

※公演回数により増減しない費目については一式で計上してください。また一式で費目を計上した場合は公演回数欄は斜線を引いてください。 (※1)

<出演料について>

※原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。 (※2)

<文芸費について>

※演出、演出助手、舞台監督、舞台監督助手等について役務費に当たる経費を計上する場合は、舞台費に計上してください。 (※3)

※各費目の申請に当たっては、一部改変に伴い生じる費用なのか、すでに発生している権利に対して生じる使用料なのかが分かる形で記載してください。また、備考欄へ対象内容を記載してください。 (※4)

※事前打ち合わせ経費については文芸費に計上してください。 (※5)

<舞台費について>

※可能な限り道具費(機材)使用料と人件費を分けてください。 (※6)

※計上単位は一式とせず、1公演分あたりに割り戻した金額を記載してください。 (※7)

※移動・運搬に係る経費については、採択後別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動運搬に係る経費は含めずに計上してください。

<ワークショップ指導料について>

※主指導者は1名のみ、補助者は必要に応じて人数を工夫してください。(特に5名を超える場合は希望調書内に役割を明記してください。)支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません。 (※8)

<ユニバーサル対応等に係る経費につい

※上記の費目に区分することができない経費で、企画の特殊性により生じる経費について記載してください。
どの学校で実施するにあたっても必要な経費は、上の10公演を行った場合を想定した表に計上し、学校や対象の生徒の状況により別途必要となる可能性のある経費については、「ユニバーサル対応等に係る経費」に計上してください。
「ユニバーサル対応等に係る経費」を計上する場合は、どのようなケースにおいてどのような単位で必要になる経費なのかを明確にお示しください。
計上の可否については審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。 (※9)

E区分記入例

出演希望調書No.3

積算にあたっては，旅費・運搬費を除き公演本体に係る費用を記載してください。

費用明細【10公演当たりの経費】

※1

【公演団体名　〇〇〇合奏団　】

単位：円

項　目	費　目	数量 数値	数量 単位	単価（税込）	公演回数	金額	備考
(D区分)出演費 (E区分)ワークショップ指導料等	主指導者	1	人	35,650	30	1,069,500	フォローアップWS】1校当たり3回を想定
	補助者	3	人	15,600	30	1,404,000	〃
	演奏料	6	人	44,000	10	2,640,000	【メインWS】時の出演料
	演奏者	4	人	39,600	10	1,584,000	〃
						0	
					指導料合計	6,697,500	※2
※3 文芸費	プログラムデータ作成料	1	式	35,000		35,000	※1
	打合せ人件費	1	時間	1,500	30	45,000	現地打ち合わせ　1校1回～3回を想定
							※4
						0	
					文芸費合計	80,000	
音楽費	音楽著作権使用料	1	式	24,000	10	240,000	曲目〇〇他4曲について発生。
						0	
						0	
					音楽費合計	240,000	
※6 舞台費	WS楽器借用費	1	st	55,000	20	1,100,000	WS　2回目3回目に生徒が使うドラム
	音響スタッフ費	1	人	16,500	10	165,000	※7
	音響機材レンタル費	1	式	66,000	10	660,000	メインWS(ミニコンサート)用
	WS消耗品	1	式	20,000	10	200,000	購入予定内訳別紙
※5						0	
					舞台費合計	2,125,000	
出演費～舞台費　小計						9,142,500	
(D区分のみ)ワークショップ指導料	※8					0	
						0	
						0	
ワークショップ　小計						0	
10公演当たり総合計						9,142,500	

ユニバーサル対応等に係る経費	点字楽譜作成料	1	種	44,000		44,000	■視覚障がいを持った生徒がいる場合、や学校から希望がある場合、学校全体で点字楽譜を使って1回目のワークショップを行う。
	〇〇アプリ使用料	1	式	2,640	1人	2,640	
	ipad 借用料	1	台	15,000	1人	15,000	■聴覚障がいを持った生徒や希望する生徒がいる場合、音を色や形で可視化する
						0	

※9

【この希望調書に関する問い合わせ先】

担当者	
電話番号	
E-mail	

必ず記入してください。

重要事項ですので、必ず御一読の上、公演費用明細を作成してください。

E区分記入例

【記入に当たっての留意事項】

〈費用明細全体について〉

※10公演実施する場合の公演経費を記載してください。
ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。

※金額欄には税込(税率10%)の金額を記入してください。

※申請時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。
派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。

※すべての学校の公演について係る基本経費以外に発生する見込みがある経費については該当する項目内へ記載し、学校の状況によっては生じる可能性がある経費は、「ユニバーサル対応等に係る経費」の欄へ必ず金額を記載してください。

※水色の欄には計算式が設定されていますので入力しないでください。

※欄が不足する場合は行を挿入してください。

〈数量の記載について〉

※公演回数により増減しない費目については一式で計上してください。また一式で費目を計上した場合は公演回数欄は斜線を引いてください。 (※1)

〈ワークショップ指導料等について〉

※原則として、採択後の経費の増額、および減額による他の経費への流用については認めません。 (※2)

〈文芸費について〉

※プログラム作成費は文芸費に計上してください。(※3)

※打ち合わせ人件費は、文芸費へ計上してください。なお、内訳や想定時間数をお示しください。(※4)

〈舞台費について〉

※教材用の消耗品等については、舞台費・消耗品費に計上してください。 (※5)

※可能な限り道具費(機材)使用料と人件費を分けてください。 (※6)

※計上単位は一式とせず、1公演分あたりに割り戻した金額を記載してください。
ただし、何回公演であっても同一の総額で対応していただける経費についてはこの限りではありません。(※7)

※移動・運搬に係る経費については、採択後別途「派遣費」としてお見積りいただきます。
移動運搬に係る経費は含めずに計上してください。

〈ワークショップ指導料について〉

※E区分へ応募する場合は、(E区分)ワークショップ指導料等の項目へまとめてください。 (※8)

〈ユニバーサル対応等に係る経費につい

※上記の費目に区分することができない経費で、企画の特殊性により生じる経費について記載してください。 (※9)
どの学校で実施するにあたっても必要な経費は、上の10公演を行った場合を想定した表に計上し、学校や対象の生徒の状況により別途必要となる可能性のある経費については、「ユニバーサル対応等に係る経費」に計上してください。
「ユニバーサル対応等に係る経費」を計上する場合は、どのようなケースにおいてどのような単位で必要になる経費なのかを明確にお示しください。
計上の可否については審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。